

高額介護サービス費負担限度額（令和3年8月1日以降）

	区 分	負担の上限額（月額）
新設	課税所得690万円（年収約1,160万円）以上	140,100円（世帯）
	課税所得380万円（年収約770万円）～ 課税所得690万円（年収約1,160万円）未満	93,000円（世帯）

市民税課税～課税所得380万円（年収約770万円）未満	44,400円（世帯）
世帯の全員が市民税非課税	24,600円（世帯）
前年の公的年金等収入金額＋その他の合計所得金額 の合計が80万円以下の方等	24,600円（世帯） 15,000円（個人）
生活保護を受給している方等	15,000円（世帯）

※ご注意ください※

福祉用具の購入費、住宅改修の費用、食費、居住費（滞在費）、日常生活などの実費相当分や利用限度額を超えたサービス費用は対象になりません。また、同一世帯に複数の介護サービス利用者がある場合は合算額で計算します。

手続きの際は、本人確認書類（マイナンバーカード、運転免許証等）が必要です。